

## 上越農業振興地域整備計画の見直しについて（報告）

### 1 計画の趣旨

本計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農地の保全や有効活用を図るための総合的な基本計画であり、地域農業の振興を図るために講ずべき施策を十分に発揮できるよう、農業上の土地利用として確保すべき土地や用途を指定する土地などを規定している。

### 2 計画の見直し理由

- (1) 本計画の指針となる国及び県の基本方針が見直されたこと（法第13条）
  - ※【国】農用地等の確保等に関する基本指針（令和2年12月改定）
  - ※【県】農業振興地域整備基本方針（令和3年11月改定）
- (2) 前回の全体計画の見直しから10年以上が経過し、農業従事者の減少等により農地の荒廃が進んだこと

### 3 計画の変更内容（ポイント）

- (1) 国及び県の基本方針の変更内容（デジタル化の推進やスマート農業機械の活用など）について、当市の営農実態に合わせて各種施策に反映する。
- (2) 荒廃農地について、農地に復元するための物理的な条件整備が難しい場合や、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれる場合は、各地域における実態調査を踏まえて農用地区域から除外する。
  - ※ 市民生活や社会活動等によって生じる農業振興地域の編入や除外などの土地利用に関する変更手続は、毎年、定期的に行っている。
- (3) 将来的な農業振興や土地利用に関する各種計画等と整合を図る。

### 4 農用地区域面積の変更（見込み）

変更前の農振農用地の全体面積	17,070ha
農振編入面積	49ha
農振除外面積	518ha
変更後の農用地区域の全体面積	16,601ha（△469ha）

### 5 今後の予定

令和4年	8月～10月	県への事前相談	
	11月	縦覧	※法第11条
	12月	県との法定協議	※法第8条第4項
令和5年	1月	変更決定・公告	※法第12条